

須坂市中小企業D X推進支援業務委託
プロポーザル要求仕様書

2025 年 5 月

須坂市

産業振興部 産業連携開発課

目次

1. 事業概要	3
1.1 事業名	3
1.2 目的	3
1.3 業務の概要	3
1.4 各業務の提供要件について	3
1.5 スケジュール	4
2. 留意事項	4
2.1 機密保護	4
2.2 再委託.....	4
2.3 契約不適合責任	4
2.4 業務内容に関する留意事項	4

1. 事業概要

1.1 事業名

須坂市中小企業DX推進支援業務委託業務（以下「本業務」という）

1.2 目的

本業務は、市内の中小企業を対象にデジタル化を始めとするDXに対する意識を促進させるとともに、専門家による支援を行うことで企業のDXを推進し、生産性の向上及び経営課題の解決に取り組む。さらには、取り組み事例を市内に発信することでDXの普及啓発を図る。

1.3 業務の概要

本業務で求める業務は以下のとおりとする。

- (1) DX理解促進・普及啓発セミナーの開催
- (2) 専門家によるDXの伴走支援
- (3) 成果報告会

1.4 各業務の提供要件について

(1) DX理解促進・普及啓発セミナーの開催

市内の中小企業のDXにかかる機運醸成を図るため、デジタルツールの導入や支援に興味のある企業を20者程度集めて、DXへの理解を促進するセミナーを開催する。なお、セミナーでは、本事業の説明も行うこととする。

ア 内 容： DXに関する基礎知識や事例紹介、本事業の内容

イ 開催時期： 2025年9月末日まで

ウ 開催方法： 参加者が集合し、開催すること（オンライン配信は任意）

エ 会場： 須坂駅前シルキービル3階 シルキーホールを予定

オ 対 象 者： 市内の中小企業

(2) 専門家によるDXの伴走支援

セミナーに参加した企業を中心に、DXの推進による経営課題の解決に取り組む意欲のある企業を選定する。ヒアリング等を通し、企業が抱える経営課題を可視化し、その解決に向けて支援を行いながらDXを推進する。

なお、実際にデジタルツールを導入する場合は、国や県等の補助金を活用できるようにサポートする。

ア 支 援 数： 6者以上とし、具体的な支援数は受託者の提案によるものとする

イ 支援期間： 5か月程度

ウ 選定方法： 募集（予定）

エ 支援方法： 月に1回以上は相談を実施すること。

必ず3回以上は現地を訪問し、具体的な改善策を提案すること。

(3) 成果報告会

本事業を通して経営課題の解決に取り組んだ企業の優良事例について成果報告会を開催し、市

内の企業などへ発信する機会を設ける。また、優良事例は市ホームページ等に掲載できるように記事にまとめる。

ア 成果報告会

- ・開催時期：2026年3月末までに開催すること
- ・開催方法：集客しての開催とオンライン配信の併用
- ・対象者：市内の企業など

イ 優良事例の記事作成

- ・1者あたりA4サイズ1～2枚程度の内容にまとめる。

(4) 事業報告書の作成

事業実施結果に関する報告書及び(3)イの記事を、電子データ及び紙媒体(2部)で提出すること。

(5) 担当者の設定

担当者を明確にし、本事業の進捗管理を行い、必要に応じて、報告すること。

1.5 スケジュール

- (1) 契約完了後、1ヶ月以内に、本業務の実施スケジュールを明確にし、本市の承認を得ること。

2. 留意事項

2.1 機密保護

本市が個人情報・秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。また、委託期間終了後も同様とする。

2.2 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、再委託の理由、再委託先、再委託の業務範囲及び内容、再委託先が取り扱う情報を書面にて明確にし、事前に本市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 業務の再委託を行う場合、受託者は再委託先の行為に関し、本市に対して一切の責任を負うこと。

2.3 契約不適合責任

本業務において納入するすべての成果物について契約不適合責任を負うものとする。

2.4 業務内容に関する留意事項

- (1) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。
- (2) 企画提案したことは実施しなければならない。ただし、変更等が必要な場合において、相互で協議したものについては、この限りではない。
- (3) 本業務内容には、目的を達成するために必要な作業を総合的に含むものとし、発注者が必

要と認めた場合を除き、業務内容の軽微な変更に対する増額変更はしないものとする。

- (4) 作業中の事故、その他の損害については受注者の責任において処理するものとする。
- (5) 選定された見積書及び企画提案書の提案内容は全て反映されるとは限らない。
- (6) 提案された見積書及び企画提案書の提案内容から大幅に実施内容が変更された場合、契約額を減額変更するものとする。
- (7) 本業務の実施に際し、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し、指示を受けるものとする。